

参考資料

1	水田活用の直接支払交付金等（国事業）	1
2	コメ新市場開拓等促進事業（国事業）	2
3	畑作物産地形成促進事業（国事業）	3
4	畑地化促進事業（国事業）	4
5	水田活用の直接支払交付金と経営所得安定対策等の概要	5
6	麦・大豆等作付拡大支援事業（県事業）	9
7	飼料用米流通特別支援事業の概要（県事業）	11
8	埼玉野菜プレミアム産地づくり事業（県事業）	12
9	埼玉県産地パワーアップ事業（国事業名：産地生産基盤パワーアップ事業）	13
10	飼料自給率向上緊急対策（国事業）	14
11	農業競争力強化基盤整備事業（国事業）	20
12	農地耕作条件改善事業（国事業）	21
13	畑作等促進整備事業（国事業）	22
14	コムギの枯れ熟れ症状対策	23
15	鎮圧による漏水防止技術を導入した乾田直播「彩のきずな」栽培指針	27
16	埼玉県ゴマ栽培マニュアル	36
17	水稻乾田直播栽培マニュアル	79

1 水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算決定額 301,500 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

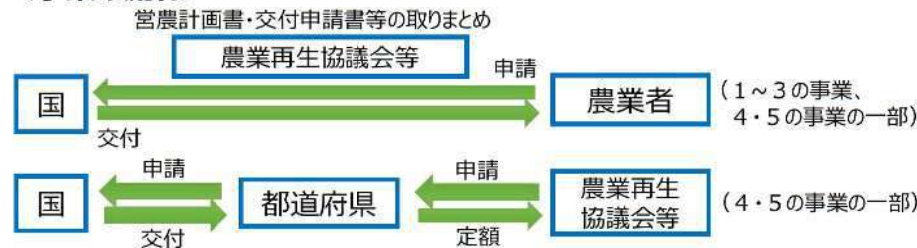
5. コメ新市場開拓等促進事業

11,000 (11,000) 百万円

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。※7

※7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

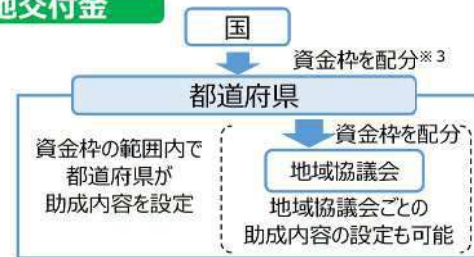
※2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5～9.5万円/10a）

今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※4（3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成

（令和5年度補正予算と併せて実施）

① 畑地化支援※5：14.0万円/10a

② 定着促進支援※5（①とセット）：2万円（3万円※6）/10a×5年間

または10万円（15万円※6）/10a（一括）※6：加工・業務用野菜等の場合

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

※5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

2 コメ新市場開拓等促進事業

【令和6年度予算概算決定額 11,000（11,000）百万円】

<対策のポイント>

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

<事業目標>

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米粉用米の生産を拡大（米粉用米13万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援

11,000（11,000）百万円

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

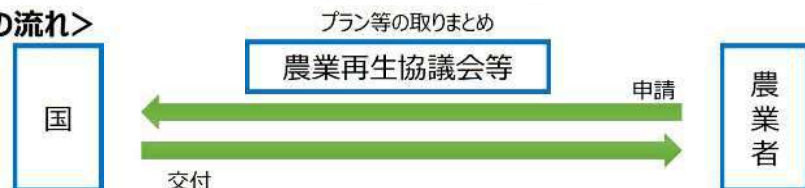
- ① **対象作物**：令和6年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② **交付単価**：

新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種）	9万円/10a
- ③ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和6年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、30百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

（パン用の専用品種）

- ・ミズホチカラ
- ・笑みたわわ 等

（めん用の専用品種）

- ・亜細亜（あじあ）のかおり
- ・ふくのこ 等



【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

1 - 2 畑作物の本作化対策＜一部公共＞のうち 畑作物産地形成促進事業

【令和5年度補正予算額 18,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田における畑作物の導入・定着により、水田農業から需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、**実需者との結びつきの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし等の低コスト生産等に取り組む生産者を支援**します。

＜事業目標＞

- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援 18,000百万円

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための**低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援**します。

- ① **対象作物**：令和6年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **加算措置**：令和7年度に畑地化に取り組む場合、**0.5万円/10aを加算**（畑地化加算）
- ④ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

＜留意事項＞

- ※1 令和6年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和6年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、54百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



〔例〕スマート農業機器の活用



大豆300A技術



土壌診断に基づく施肥

畑作物の導入・定着に向けた取組



〔例〕排水対策（明渠、暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

【お問い合わせ先】 農産局企画課 (03-3597-0

1-1 畑作物の本作化対策＜一部公共＞のうち 畑地化促進事業

【令和5年度補正予算額 75,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜政策目標＞

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1 畑地化支援

水田を畑地化※して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

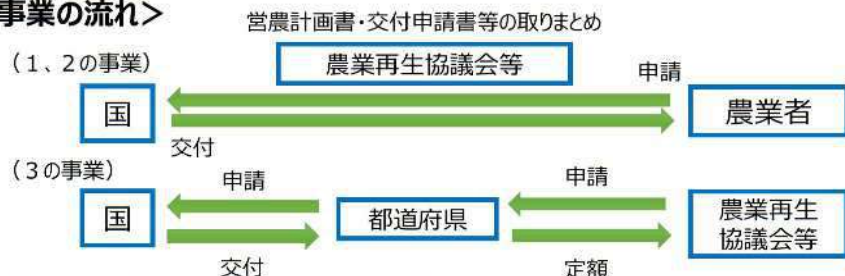
イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業の流れ＞



留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

	1 畑地化支援 (令和6年度産単価)	2 定着促進支援 (令和6年度産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	14.0万円※/10a 〔※ 令和5年度に採択された者は〕 17.5万円/10a	・ 2.0 (3.0※) 万円/10a × 5年間 または ・ 10.0 (15.0※) 万円/10a (一括) (※ 加工・業務用野菜等の場合)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a (一括)

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地**の場合には、**賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要**。
地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和5年度または6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））



【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0121）

水田活用の直接支払交付金と 経営所得安定対策等の概要

○本パンフレットは令和6年度版です。令和7年度以降は、支援内容が変更となる場合があります。

○令和6年度経営所得安定対策等の申請をされる方は、令和6年7月1日までに最寄りの地域農業再生協議会(市町村・JA)又は国(関東農政局)へ交付申請書及び営農計画書を提出してください。

1 水田活用の直接支払交付金

(1) 戦略作物助成※1

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する販売農家、集落営農に対して交付金が直接交付されます。

対象農地 水田(たん水設備や用水路等を有する)

交付対象者 販売農家、集落営農

※1 戦略作物助成は、コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業と重複して交付されません。

対象作物(基幹作のみ)		交付単価
麦、大豆、飼料作物		35,000円/10a※2
WCS用稲		80,000円/10a
加工用米		20,000円/10a
米粉用米		数量に応じて55,000円/10a～105,000円/10a (標準単価 80,000円/10a)
飼料用米	下表の専用品種	数量に応じて55,000円/10a～95,000円/10a (標準単価 75,000円/10a)※3
	一般品種	

※2 多年生牧草については、当年産において播種を行わず、収穫のみを行う年は、10,000円/10a支援。

※3 飼料用米の一般品種の支援については、令和6～8年度にかけて標準単価が段階的に引き下げられ、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(数量に応じて5.5～7.5万円/10a)となります。

飼料用米の専用品種

むさしの26号(県知事特認品種)、いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、垂細垂のかおり

(2) 産地交付金

埼玉県が定める「水田収益力強化ビジョン」に基づき、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する販売農家等に交付金が交付されます。

対象農地 水田(たん水設備や用水路等を有する)

1 県独自メニュー

整理番号	対象作物	対象者	交付単価(円以内/10a)※1		充当する 順番
			当 初	配分増額により充当 する場合の上限額	
1	麦、大豆	認定農業者 集落営農 認定新規就農者	5,200	5,700	②
2-1	高収益作物 (基幹作のみ・11品目※2)		5,200	5,700	③
2-2	高収益作物 (基幹作のみ・上記以外の野菜)		5,000	—	—
3-1	飼料用米		3,800	4,300	④
3-2	米粉用米		3,000	—	—
4-1	二毛作 (主食+戦略作物等※3)	販売農家 集落営農	3,500	4,000	⑤
4-2	二毛作 (戦略作物同士)		10,500	12,000	①
5	飼料作物		5,200	5,700	⑥

※1 活用実績によっては、当初交付単価より下がる場合があります。

※2 ねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま

※3 戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米及び米粉用米)、そば、なたね及び新市場開拓用米

2 地域の取組に応じた追加配分※1

整理番号	対象作物	対象者	交付単価
1	そば、なたねの作付け(基幹作のみ)	販売農家 集落営農	20,000円/10a
2	新市場開拓用米の作付け (基幹作のみ、コメ新市場開拓等促進事業の対象を除く)		20,000円/10a
3	新市場開拓用米の複数年契約※2 (基幹作、3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分)		10,000円/10a
4	地力増進作物の作付け(基幹作のみ)		20,000円/10a※3

※1 令和6年7月1日までに提出された交付申請書及び営農計画書に基づき配分されるため、これらの書類に記載がない場合や二毛作から基幹作に変更となった場合等は、交付されません。

※2 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象。

※3 地域農業再生協議会毎の取組に対して配分されるため、交付単価は20,000円/10aを下回る場合があります。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

- たん水設備(畦畔等)や用排水路等を有しない農地は交付対象外です。
- 令和4年から5年間で一度も水張り(水稻作付)が行われない農地は、令和9年から交付対象外となります。
- 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とします。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなします。なお、地域農業再生協議会の確認を受ける必要があります。

2

経営所得安定対策

(1) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物の生産・販売を行う農業者の経営安定のための交付金です。令和5年産から免税事業者と課税事業者で単価が異なります。

対象作物	麦、大豆、そば、なたね(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)
対象農地	畑及び水田
交付対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)
交付金額	数量払：収穫量に交付単価を乗じた金額(基本は数量払) 面積払：数量払の先払として、当年産の作付面積に応じた金額
交付単価	数量払の単価：下表を参照(令和7年産まで適用) 面積払の単価：20,000円/10a(「そば」は、13,000円/10a)

数量払の平均交付単価(令和5年産～7年産)

対象作物	課税事業者 向け単価	免税事業者 向け単価	対象作物	課税事業者 向け単価	免税事業者 向け単価
小麦 (円/60kg)	5,930	6,340	大豆 (円/60kg)	9,430	9,840
二条大麦 (円/50kg)	5,810	6,160	そば (円/45kg)	16,720	17,550
六条大麦 (円/50kg)	4,850	5,150	なたね (円/60kg)	7,710	8,130
はだか麦 (円/60kg)	8,630	9,160			

- 交付単価は品質区分に応じて設定されています。詳細は国のパンフレット等をご確認ください。
- 免税事業者向け単価が適用されるには、個人は2年前(令和4年分)、法人は2期前の各事業年度の所得に係る税務署等が受け付けた確定申告書(写)等の提出が必要です。
- 組織として確定申告していない集落営農には、課税事業者向け単価が適用されます。

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。(積立金は掛け捨てではありません。)

対象作物	米、麦、大豆(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)
交付対象者	認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)

3 農業保険

(1) 収入保険

自然災害だけでなく、価格低下、怪我や病気などによる収入の減少が補償対象となります。

対象作物 全ての農産物

加入対象者 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

(2) 水稻共済

自然災害などによる収穫量又は生産金額の減少を補償します。

対象作物 水稻

加入対象者 農業共済の組合員又は、10a以上の作付けを行っている農業者(個人・法人)

青色申告の方は、収入保険をおすすめします。

ただし、国費の二重助成を避けるためにナラシ対策と収入保険は同時に加入できないため、**どちらか一方を選ぶ**ことになります。詳しくはお近くの農業共済組合へお問い合わせください。

埼玉県農業共済組合 **本所 048-645-2141**

中部統括支所(川越) 049-235-8711 東松山支所 0493-22-0655 上尾支所 048-779-6911
北部統括支所(熊谷) 048-533-8030 本庄支所 0495-21-0255 秩父支所 0494-22-0647
東部統括支所(行田) 048-559-1588 宮代支所 0480-32-1015 越谷支所 048-965-7251

経営所得安定対策等における交付金イメージ(10aあたり)

【試算条件】 **収 量** 小麦:420kg/10a、大豆:180kg/10a、米粉用米・飼料用米:基準単収

対象者 認定農業者(免税事業者の場合)

(単位:円/10a)

品目		畑作物の直接 支払交付金 (ゲタ対策) ※2 【免税事業者】	水田活用の直接支払交付金			合 計
基幹作※1	二毛作※1		戦略作物助成	産地交付金		
				作物等への 助成	二毛作 助成	
主食用米	小麦	44,380	0	5,200	3,500	53,080
米粉用米	小麦	44,380	80,000	8,200	10,500	143,080
大豆	小麦	73,900	35,000	10,400	10,500	129,800
WC S用稲	小麦	44,380	80,000	10,400	10,500	145,280
飼料用米（多収品種）単作		0	80,000	3,800	0	83,800
飼料用米（一般品種）単作		0	75,000	3,800	0	78,800
小麦単作		44,380	35,000	5,200	0	84,580

※1 ほ場において1品目のみ作付ける場合は、その品目が「基幹作」となる。同一ほ場で2品目を作付ける場合は、任意で「基幹作」、
「二毛作」を選択できる。ただし、主食用米は必ず基幹作となる。

※2 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の単価は平均交付単価を使用。

本チラシの内容については、最寄りの地域農業再生協議会 ▶▶▶(連絡先は県協議会HPをご覧ください)
又は下記にお問い合わせください。(市町村・JA)

■埼玉県農林部 生産振興課主穀担当 048-830-4036
■JA埼玉県中央会 JA支援部
農政・広報・組合員組織担当 048-829-3309
■JA全農さいたま 米麦部米麦課 048-799-7000
■関東農政局生産部 経営所得安定対策チーム 048-740-0467



県協議会HPは
こちらから



関東農政局HPは
こちらから

（県事業）令和6年度 麦・大豆等作付拡大支援事業

水田において、麦、大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、ごまの作付面積を拡大した場合に、その拡大面積に応じて補助金を交付します。
また、転換作物の定着を図るため、複数年契約に取り組む場合も支援します。

- 事業実施主体 地域農業再生協議会（協議会のない地域は市町村）
- 交付対象者 販売農家、集落営農
- 対象農地 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田

① 作付拡大支援

1 対象作物および年産

- ・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）：【R7年産】
基幹作と二毛作が対象！
- ・麦以外（大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、ごま）：【R6年産】基幹作のみ対象！



2 交付単価

- ・麦 10,000円以内／10a
- ・麦以外 5,000円以内／10a※



※国の都道府県連携型助成を利用することで、県と同額（上限：5,000円／10a）が国から追加的に交付されます。

3 主な交付要件

- ・主食用米作付面積は営農計画書に記載されている「生産の目安」の面積以下であること
- ・麦以外の品目は前作の作付面積よりも合計で10a以上拡大していること
- ・水田活用の直接支払交付金又は畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業の交付を受けていること
- ・麦以外の品目は「基幹作」であること 等



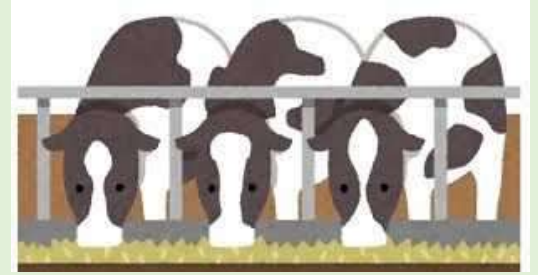
② 複数年契約加算

1 対象作物および年産

飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲：**【R6年産】**

2 交付単価

5,000円/10a



3 主な交付要件

- ・飼料作物とWCS用稲の複数年契約については、**供給先を県内畜産農家**とすること
- ・需要者側へ出荷・販売を目的とした、3年以上の複数年契約（当年度からの新規分又は前年度までに複数年契約を締結している場合は前年度からの拡大分）であること
- ・新規に締結する複数年契約の期間中の契約面積が維持又は増加するものであること
- ・米粉用米、加工用米、WCS用稲については、新規需要米取組計画の認定を受けていること 等



4 必要書類

契約期間や面積等が記載された出荷・販売契約書
（飼料作物及びWCS用稲を自家利用する場合は自家利用計画書）

【令和6年度事業の手続きスケジュール（予定）】

5月 【生産者⇔実需者又は集出荷業者等】麦のは種前契約を締結

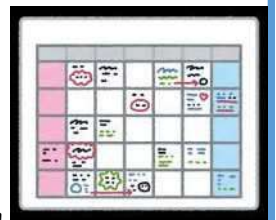
6月 【生産者→地域協議会】事業の要望調査への回答

9月 【生産者→地域協議会】事業実施計画書の提出

2月～3月 【地域協議会→生産者】概算払等による補助金交付

3月 【生産者→地域協議会】実績報告書・実施状況報告書の提出

6月～1月 地域協議会による作付面積の確認



本事業の詳しい要件等は決まり次第、各農林振興センターを通じて周知いたします。
お問い合わせは、地域の農林振興センター又は最寄りの地域農業再生協議会までご連絡ください。
（地域農業再生協議会の連絡先は県協議会HPに記載 <http://www.saitama-suiden.org/>）



県協議会HP

令和6年3月 埼玉県農業再生協議会
埼玉県生産振興課

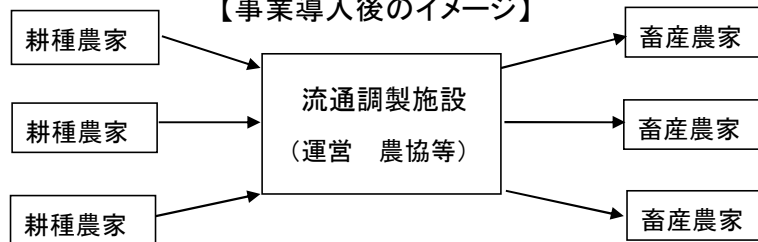
飼料用米流通特別支援事業の概要について

飼料用米の継続的な地域内流通に対応した流通・保管・給与体制の整備を支援することを目的としています。

事業内容

飼料用米の地域内流通に伴う、集荷施設のオペレーション変更、新たな保管施設の確保や飼料用米の調製・給与に必要な経費の一部を県が補助します。

【事業導入後のイメージ】



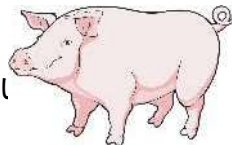
具体的支援例

例 その1

地域内の畜産農家に、飼料用米を出荷したい。
→カントリーエレベータ内で飼料用米の出荷に対応できるバ
ウ出荷ラインを増設するため、必要なオペレーションの変
更や修繕にかかる費用

例 その2

家畜に給与するために飼料用米の調製をした
→破砕機や攪拌機などの導入に係る費用



支援内容

(1)事業主体 農業協同組合、農業法人
農業者3戸以上の集団

(2)支援の対象となる事業

- ①生産された飼料用米の流通・保管に関するもの
- ②畜産農家の飼料用米の流通・調製・給与に関するもの

(3)補助率

- ①1/2 以内
- ②全体予算額 1,200千円

(4)条件等

飼料用米の地域内流通に係る耕種農家、畜産農家が契約書等の
書面より明らかとなっていること。

飼料用米の生産コスト削減、収量向上への取組が明らかになってい
ること。

飼料用米給与による高付加価値化への取組が明らかになっている
こと。

新規で地域内流通に取り組むもの。

(おおむね5t以上または作付面積10,000㎡以上取り組む)

既存の地域内流通で当事業を活用する場合は、現在の飼料用米の
流通量または作付面積の増加が見込まれるもの。

(おおむね2.5t以上または作付面積5,000㎡以上拡大する)



元気な野菜産地づくり支援事業

【予算額】39,400千円

新規

担当 生産振興課 総務・野菜担当
内線 4142

目的

生産拡大に向けた契約取引に取り組む露地野菜産地の生産・流通体制の整備支援等を通じ、市場価格の影響を受けにくい産地育成を推進し、その中核となる中～大規模経営体にけん引された野菜の生産体制の維持・拡大を図る。

事業概要

1 契約取引に求められる「定時・定量・定価格」出荷への対応に向けた栽培実証、生産・流通体制の整備 39,400千円

(1) 元気な野菜産地づくり支援事業（新規） 3,400千円

契約取引に求められる「定時・定量・定価格」に対応するための、低コストな技術体系等の実証や研究を行う。
また、機械化体系の実演などの研修会を開催し、具体的な産地の検討につなげる。

(2) 契約取引等生産拡大支援事業（新規） 30,000千円

機械化一貫体系の導入の支援により、作業時間の削減を図り、作付や契約取引の拡大につなげる。特に、野菜の労働時間の多くを占める収穫・調製に係る労働時間の削減を支援する。

(3) 契約取引等流通体制支援事業（新規） 6,000千円

契約取引の拡大に取り組む団体等における流通の効率化に資する機器・設備の整備を支援する。

元気な野菜産地づくり支援事業

低コストな技術実証



(例)加工・業務用ブロッコリー

契約取引等生産拡大支援事業

機械化一貫体系の
機械の導入



移植機



乗用防除機

収穫・調製時間の削減に
つながる機械の導入



専用収穫機



葉物等包装機

契約取引等流通体制支援事業

流通の効率化に資する機器・
設備の導入



鉄コンテナ



温風乾燥機

○ 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和5年度補正予算額 31,000百万円】

＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等**を支援します。

＜事業目標＞

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

＜事業の内容＞

1. 新市場獲得対策

- ① **新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② **園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。
- ③ **国産シェア拡大対策**
国産麦・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備、国産加工・業務用野菜等のサプライチェーンの強靱化に向けた農業機械・技術等の導入、流通加工施設の整備、需要拡大に資する全国的な取組等を支援します。

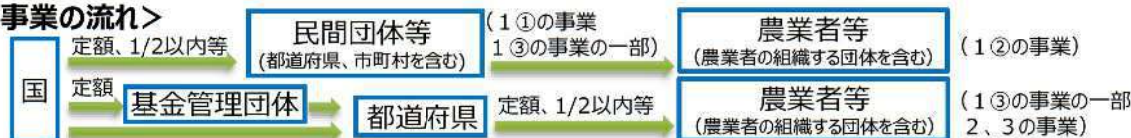
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① **生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② **全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制



収益力強化への計画的な取組



生産基盤の強化



【お問い合わせ先】

- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| (1①、2の事業) | 農産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| (1②③、3①の事業) | 園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (1②の事業) | 果樹・茶グループ | (03-6744-2117) |
| (1③の事業) | 穀物課 | (03-3502-5959) |
| (3②の事業) | 農業環境対策課 | (03-3593-6495) |

○ 飼料自給率向上緊急対策

【令和5年度補正予算額（所要額） 13,000百万円】

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、**耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、飼料生産組織の規模拡大、中山間地域における飼料増産活動、国産飼料の販売拡大・広域流通体制の構築等**の取組を支援します。また、家畜改良センターの種子生産設備の強化により、海外品種から国内育成品種への転換を促進するとともに、**畜産クラスター事業**において、**飼料増産**に必要な施設整備や機械導入を支援する**優先枠**を措置します。

<政策目標>

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 飼料自給率向上緊急対策事業等

6,000百万円

① 耕畜連携国産飼料利用拡大対策

長期の契約に基づき、耕畜連携により供給が拡大する飼料について、畜産農家が耕種農家に飼料分析結果等の情報を提供する取組を支援します。

② 飼料生産組織の規模拡大等支援

飼料生産組織の規模拡大に必要な機械導入や、畜産農家と長期契約を結び飼料生産組織が作業規模を拡大する取組を支援します。

③ 飼料増産活性化対策

中山間地域での飼料増産活動や草地改良技術の実証の取組を支援します。

④ 国産飼料広域供給対策

品質表示による国産飼料の販売拡大や広域流通体制の構築を支援します。

⑤ 国産稲わら利用拡大実証・調査

利便性の高い国産稲わら等を形成・流通するのに必要な実証・調査を支援します。

⑥ 広域流通拠点の整備

国産飼料の流通拠点の整備を支援します。

⑦ 国産飼料用種子の供給能力強化

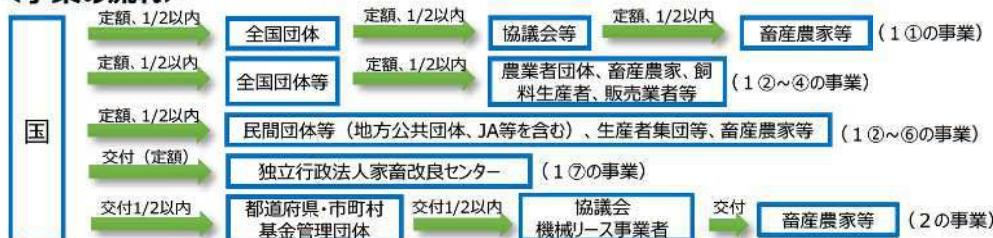
家畜改良センターの種子生産施設を強化します。

2. 畜産クラスター事業（飼料増産優先枠）

（所要額）7,000百万円

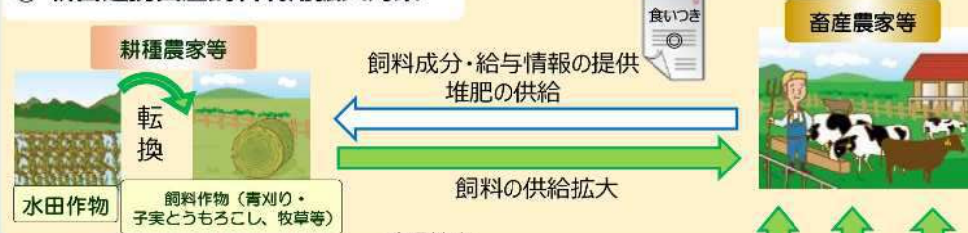
飼料増産に必要な施設・機械の導入のための優先枠を措置します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

① 耕畜連携国産飼料利用拡大対策



② 飼料生産組織の規模拡大等支援



③ 飼料増産活性化対策



⑥ 広域流通拠点の整備

①、②、④、⑤に係る
国産飼料の流通拠点
の整備



④ 国産飼料広域供給対策



⑤ 国産稲わら利用拡大実証・調査



【お問い合わせ先】（1①～⑥の事業） 畜産局飼料課（03-6744-7192）
（1⑦の事業） 畜産振興課（03-6744-2276）
（2の事業） 企画課（03-3501-1083）

○ 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち

耕畜連携国産飼料利用拡大対策

【令和5年度補正予算額 6,000百万円の内数】

<対策のポイント>

国内の飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、飼料作物を生産する耕種農家への飼料給与情報や飼料分析結果の提供や、耕畜連携協議会が行う畜産農家と耕種農家のマッチングなど国産飼料の利用拡大のための取組を支援します。

<事業目標>

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 耕畜連携国産飼料利用拡大

① 国産飼料利用供給推進

耕畜連携による長期（3年以上）の利用供給契約に基づき、畜産農家が、飼料作物を生産した耕種農家に対し、飼料分析・給与情報を提供する取組を支援します（拡大分数量払い）。

【交付対象】青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草 7,800円/t以内
子実用とうもろこし 12,000円/t以内

② 耕畜連携飼料生産組織取組拡大

①の取組において飼料生産組織が飼料作物の生産作業を行うのに必要な機械等の導入を支援します。

2. 耕畜連携国産飼料利用拡大推進

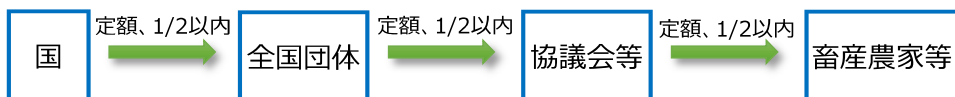
① 耕畜連携協議会が実施する畜産農家と耕種農家のマッチング活動や、耕種農家に対する飼料作物生産に係る技術指導等の取組を支援します。

② 全国団体が行う耕畜連携協議会に対する指導・助言の取組等を支援します。

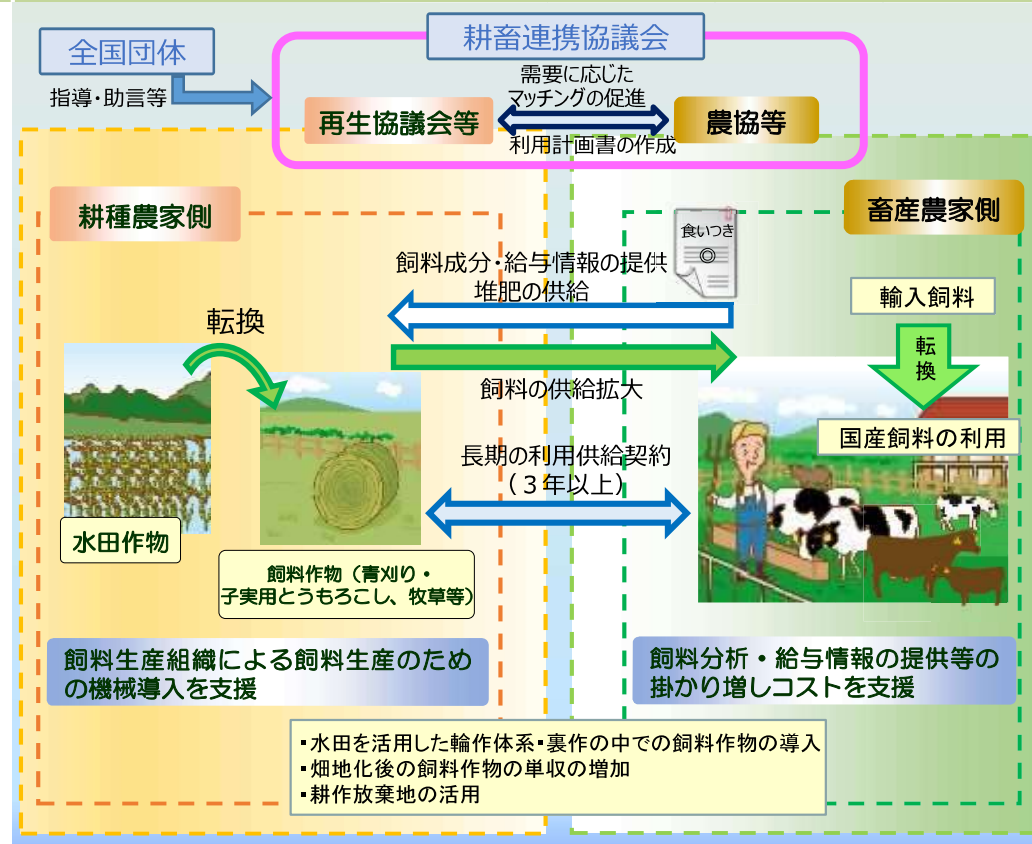
（関連事業）広域流通拠点の整備

国産飼料の流通拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



飼料生産組織の規模拡大等支援

【令和5年度補正予算額 6,000百万円の内数】

<対策のポイント>

畜産経営体が大規模化し、飼料生産のための労働力が不足する中で、飼料生産作業を担う飼料生産組織の投資を促し運営強化を図る観点から、**規模拡大等に必要な機械の導入や簡易倉庫の設置、畜産農家等と長期契約を結び安定的に国産飼料を供給する取組等**を支援します。

<事業目標>

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 飼料生産組織の規模拡大等に対する支援

飼料生産組織の運営強化のため、生産販売、作業受託、稲わら収集の**規模拡大・省力化**を図る以下の取組を支援します。

- ・ 作業機械、飼料専用運搬車、堆肥散布車の導入【1/2以内】
- ・ 簡易倉庫の設置【1/2以内】

2. 新飼料資源の利用拡大

新飼料資源の利用拡大に必要な機械の導入を支援します。

3. 飼料生産組織による安定的な国産飼料の供給に対する支援

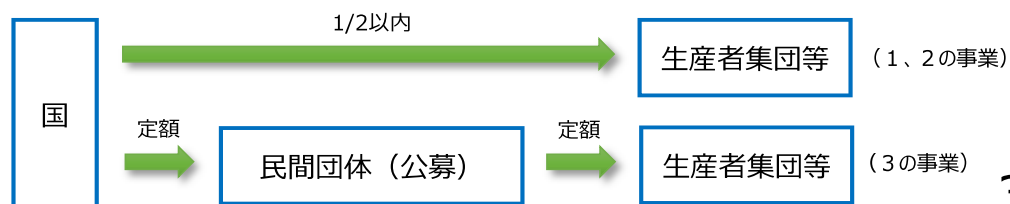
飼料生産組織が、畜産農家等と**5年以上の長期契約を結び**、飼料（飼料用米を除く）の生産販売、作業受託、稲わら収集の**規模拡大を行う取組**を支援します（拡大分面積払い）。

【交付対象】 1年目 12,000円/10a以内
2年目 5,000円/10a以内

（関連事業）広域流通拠点の整備

国産飼料の流通拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 飼料生産組織の規模拡大等に対する支援



作業機械の導入



水田の排水条件の改善を支援



飼料専用運搬車の導入



倉庫の整備
（広域流通拠点の整備）

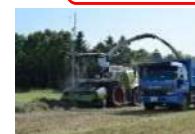
2. 新飼料資源の利用拡大



竹や木質資源などの飼料利用拡大

3. 飼料生産組織による安定的な国産飼料の供給に対する支援

長期契約を結び、土壌分析・飼料分析をして規模拡大



【お問い合わせ先】 畜産局飼料課（03-3502-5993）

○ 飼料増産・安定供給対策

【令和6年度予算概算決定額 1,820 (2,143) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 (所要額) 13,000百万円)

<対策のポイント>

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、**飼料生産組織の人材確保・育成の取組、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等**の取組を支援します。また、飼料の安定供給を図るため、**飼料穀物の備蓄や飼料流通の効率化の実証等**の取組を支援します。

<政策目標>

- 飼料自給率：25%→34% [平成30年度→令和12年度まで]
- 畜産農家への安定的な配合飼料の供給

<事業の内容>

1. 国産飼料増産対策事業

- 飼料生産組織の人材確保・育成
飼料生産組織のオペレーター確保に向けた**募集活動**や、**大型特殊免許**や必要な技術資格の**取得**、人材育成のための**研修**を支援します。
- 国産濃厚飼料生産の推進
子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための**生産技術実証・普及等**の取組を支援します。
- 環境対策
温室効果ガス削減資材の効果や畜産物の品質への影響等のデータ収集・分析等の取組を推進します。

2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

- 飼料穀物備蓄対策
不測の事態に備え、配合飼料製造業者等が事業継続計画（BCP）に基づき実施する**飼料穀物の備蓄**や、関係者間の**連携体制の強化**の取組を支援します。
- 飼料流通合理化対策
飼料流通の効率化・標準化に資する実証、新たな**国産粗飼料の広域流通体制**を構築する実証の取組を支援します。

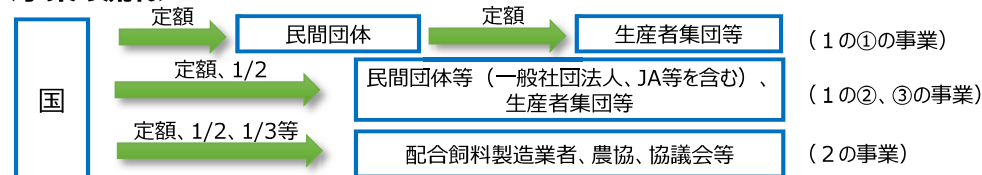
(令和5年度補正予算)

飼料自給率向上緊急対策

(所要額) 13,000百万円

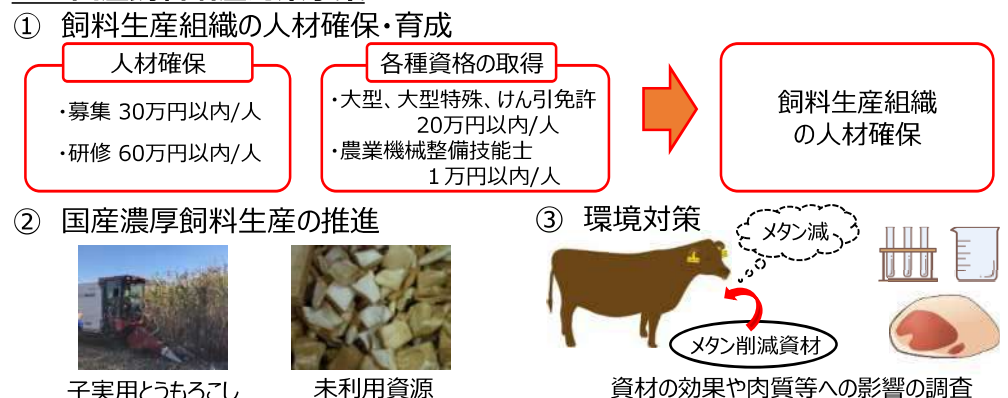
耕畜連携の取組等による国産飼料の生産・利用の拡大を支援します。

<事業の流れ>

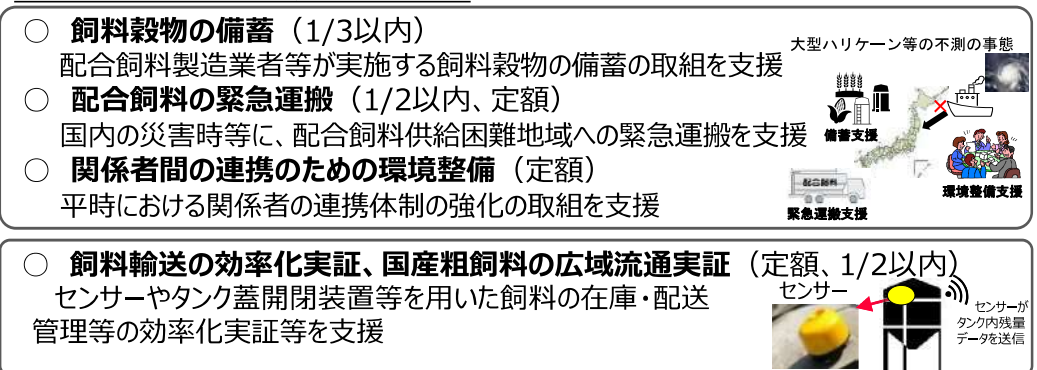


<事業イメージ>

1. 国産飼料増産対策事業



2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業



【お問い合わせ先】 (1の事業) 畜産局飼料課 (03-6744-7192)
 (2の事業) 飼料課 (03-3591-6745)

○ 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち
国産飼料広域供給対策

【令和5年度補正予算額 6,000百万円の内数】

<対策のポイント>

国内の飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、国産飼料について、広域流通を促進するための**品質基準の検討**や**品質表示**により販売を拡大する**取組、流通体制の構築**等を支援します。

<事業目標>

飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国産飼料の品質基準の検討、販売拡大

① 品質基準の検討

国産飼料の流通を促進するため、**品質基準を策定する取組**やその基準を普及させる**取組**に対して支援します。

② 品質表示による販売拡大

国産飼料生産者が**品質表示**を行いつつ販売を拡大する**取組**に対して奨励金を交付します（拡大分数量払い）。

【交付対象】 青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草 8,300円/t以内
 子実用とうもろこし 12,200円/t以内

（関連事業）**広域流通拠点の整備** 国産飼料の流通拠点の整備を支援します。

2. 流通体制の構築

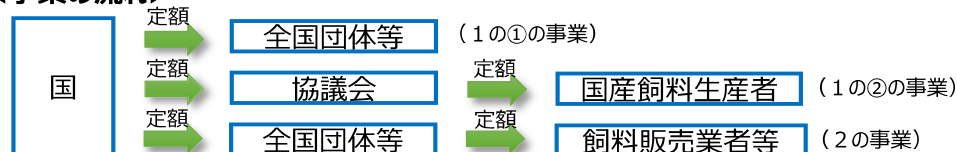
国産粗飼料取扱業者が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、**国産粗飼料の広域流通を拡大する取組**を輸送距離に応じて支援します（拡大分数量払い）。

【交付対象】

輸送距離	50km～	100km～	500km～	1,000km～※	1,500km～※
補助単価	2千円/t	5千円/t	10千円/t	15千円/t	20千円/t

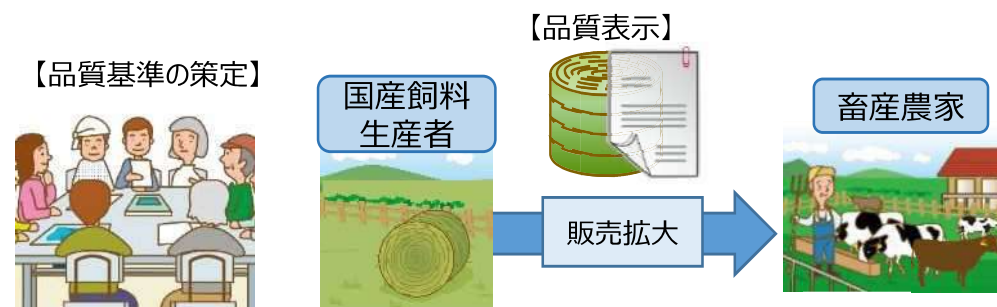
※ 1,000km以上の2区分については、効率的な輸送に係る要件を満たす必要。

<事業の流れ>

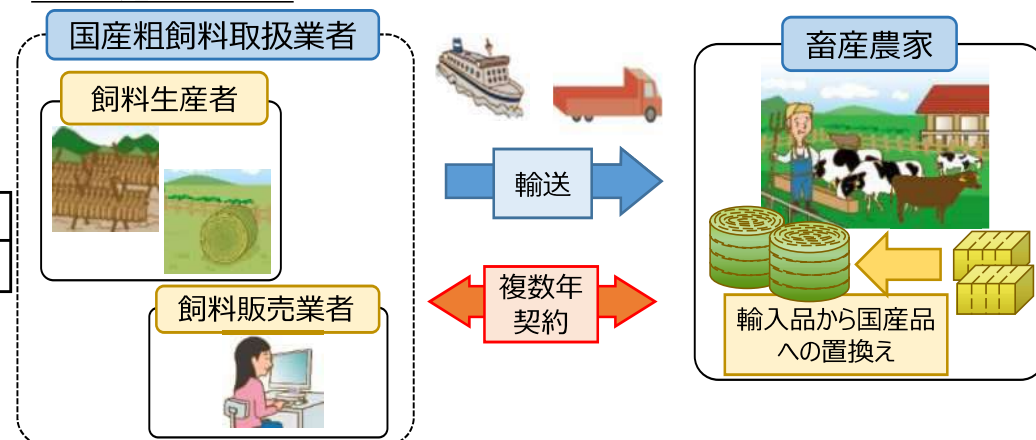


<事業イメージ>

1. 国産飼料の品質基準の検討、販売拡大



2. 流通体制の構築



【お問い合わせ先】 （1の事業） 畜産局飼料課（03-6744-2399）
 （2の事業） 飼料課（03-3591-6745）

○ 飼料自給率向上緊急対策事業等のうち
広域流通拠点の整備

【令和5年度補正予算額 6,000百万円の内数】

＜対策のポイント＞

国内の飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、国産飼料の広域流通に必要な**保管施設や乾燥調製施設等の整備**を支援します。

＜事業目標＞

飼料自給率の向上（25% [平成30年度] →34% [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

国産飼料の販売拡大を図る者が**国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、乾燥調製施設等の整備**を支援します。

【対象者】

飼料自給率向上緊急対策事業のうち以下の事業に取り組む国産飼料生産者、飼料生産組織、飼料加工業者、畜産農家組織

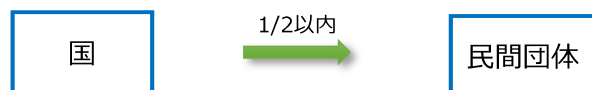
- ・ 耕畜連携国産飼料利用拡大対策
- ・ 飼料生産組織の規模拡大等支援
- ・ 国産飼料広域供給対策（※）
- ・ 国産稲わら利用拡大実証・調査

※国産飼料の品質基準の検討、販売拡大のメニューのみ

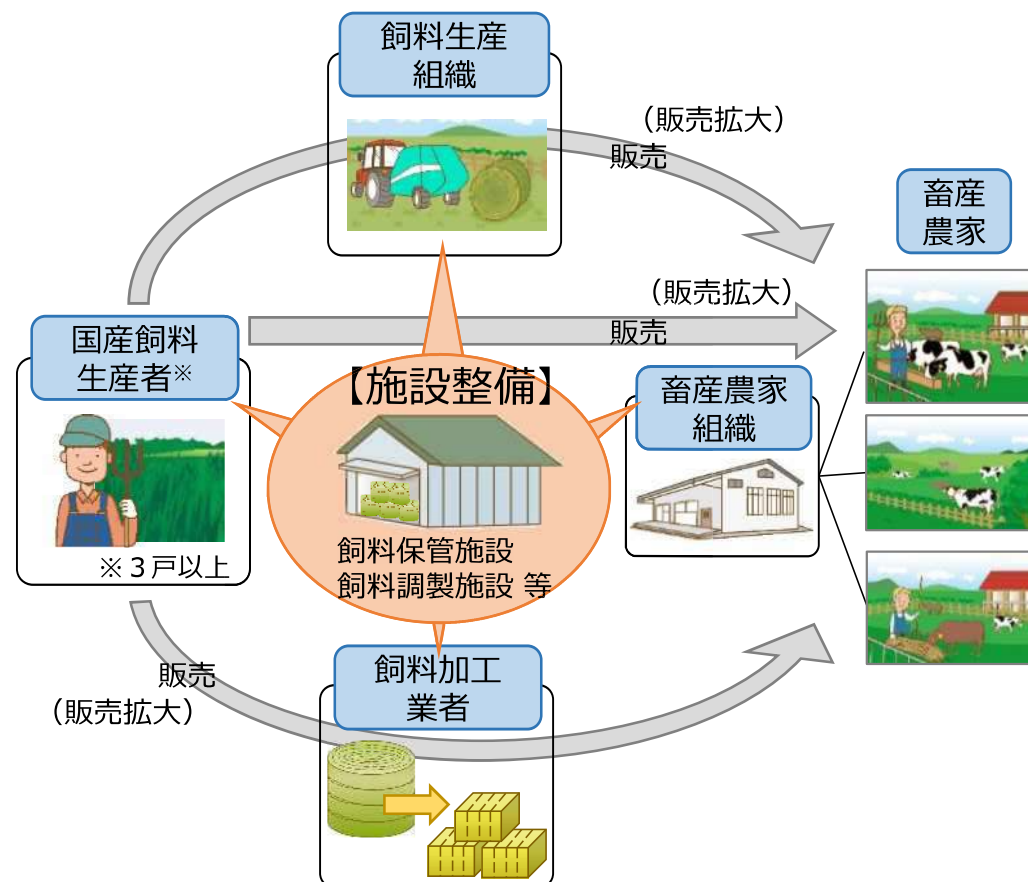
【主な要件】

- ・ 国産飼料の販売量の増加に必要な施設であること
- ・ 粗飼料の取扱量が年間15トン以上又は濃厚飼料の取扱量が年間5トン以上の施設であること

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



農業競争力強化基盤整備事業＜公共＞

【令和6年度予算概算決定額 67,795（63,319）百万円】
（令和5年度補正予算額 89,104百万円）

＜対策のポイント＞

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進します。

＜政策目標＞

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

＜事業の全体像＞

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

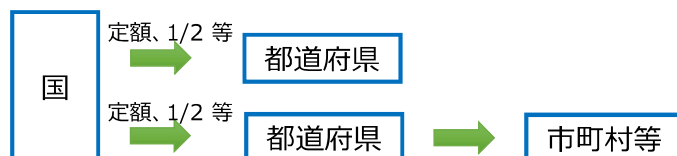
3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

＜事業の流れ＞



農業競争力強化を図るための基盤整備



【お問い合わせ先】（1、2の事業）農村振興局農地資源課（03-6744-2208）
（3、4の事業）水資源課（03-3502-6246）

農地耕作条件改善事業

【令和6年度予算概算決定額 19,843（20,043）百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）

※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用が可能（1、2の事業）

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能（2の事業）

（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



スマート農業導入の支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

畑作等促進整備事業

【令和6年度予算概算決定額 2,200（2,000）百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等の基盤整備**を支援します。

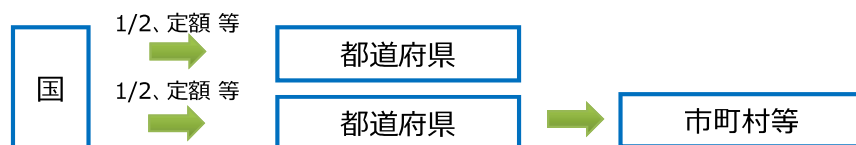
2. ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

【実施区域】 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課（03-3502-6246）